

◆国民健康保険税◆

税制度が変更になります

●問合せ
 税務課 市民税 2 係
 (市役所 2 階 7 番窓口)
 ☎ 0256・77・8144

前年の世帯の所得の合計額が一定基準以下の場合、国民健康税が軽減されます。令和5年度にその軽減判定の基準の一部が見直されました。

●変更になる国民健康保険税率

軽減割合	前年度 世帯の所得の合計額	今年度 世帯の所得の合計額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	変更なし
5割	43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※確定申告が未申告の人は軽減されませんので、所得のない場合でも申告が必要です。

●後期高齢者支援金分の課税限度額が20万円から22万円になります。

	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
課税限度額	65万円	22万円	17万円

◀令和5年度 国民健康保険税課税限度額表

●「国民健康保険税納税通知書」の送付

「国民健康保険税納税通知書」を7月12日(水)に発送します。国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算され、所得割・均等割・平等割の合計額が1年間の保険税となります。

●普通徴収(納付書払い・口座振替)の世帯

1年間の保険税額から、4月～6月に支払った額を差し引いた残りの額が、7月からの納付となります。

●特別徴収(年金天引き)の世帯

1年間の保険税額から、4月・6月・8月の徴収額を差し引いた残りの額が、10月・12月・翌年2月支給の年金から徴収されます。特別徴収で未納の無い世帯は、申し出により口座振替に変更できます。

◆国民健康保険◆

8月からの限度額適用認定証の事前申請を受け付けます

●申請場所・問合せ
 保険年金課 国保係
 (市役所 1 階 9～11 番窓口)
 ☎ 0256・77・8132

現在、国民健康保険の限度額適用認定証をお持ちの人は、有効期限が7月31日(月)までとなっています。8月1日(火)以降も引き続き必要な人は、更新手続きが必要です。忘れずに申請をお願いします。

この認定証は、高額な外来診療や入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなるものです。なお、自己負担限度額の区分は、令和4年中の世帯の所得などにより改めて判定しますので、これまでの区分から変更になる場合があります。

●更新後の適用日および交付方法

申請日	適用日	認定証の交付方法
7月3日(月)～31日(月)まで	8月1日(火)	8月1日(火)以降に発送
8月1日(火)以降	申請月の初日	窓口にて即日交付

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードなど)
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状
- ・来庁する人の本人確認できるもの(運転免許証など)

※8月1日(火)は窓口の混雑が予想されますので、事前の申請をお勧めします。

※認定証は申請月の初日から有効となります。なお、申請日より前に遡って発行することはできません。

※住民税非課税世帯で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書または証明書が必要です。

※今年1月2日以降に転入した人は、前住所地の課税所得証明書が必要な場合があります。

※国民健康保険税の未納があると、交付できない場合があります。



令和4年度 燕市の情報公開と個人情報保護制度の運用状況を公表します

■情報公開制度の運用状況

区分	件数	内訳
情報公開請求 ※1	15件	公開 4件 部分公開 11件 非公開 0件 不保有 0件
情報公開申出 ※2	19件	公開 7件 部分公開 9件 非公開 0件 不保有 3件
審査請求(不服申立)	0件	—

※1…燕市に関係のある個人や団体からの請求
 ※2…燕市と利害関係などがない個人や団体からの申し出

■個人情報保護制度の運用状況

区分	件数	内訳
個人情報開示等請求	9件	開示 3件 部分開示 6件 非開示 0件 不保有 0件
審査請求(不服申立)	0件	—
個人情報の目的外利用・外部提供にかかる審議	4件	—
その他	0件	—

☎ 総務課 総務係 ☎ 0256・77・8312 (直通)

困った時の相談窓口



困っていることや悩んでいることはありませんか？

市にはさまざまな支援や相談窓口があります。各種相談は、次の問い合わせ先までご連絡ください。

相談	内容	問い合わせ先
人権についての相談	人権についての相談、外国籍市民の方の生活で困りごとや悩みごとなど	市民課 市民生活係 0256・77・8107
消費生活についての相談	消費者と事業者との契約トラブルなど	市民課 市民生活係 0256・77・8302
妊娠期からの子育て相談	妊娠、出産、子育てなど	子育て応援課 こどもサポート相談チーム 0256・77・8224
子育て、虐待などの相談	子育てについての相談、児童虐待など	子育て応援課 こども見守り支援チーム 0256・77・8105
生活困窮 <small>こんきゆう</small> についての相談	生活困窮、生活保護など	社会福祉課 援護係 0256・77・8173
障がい福祉についての相談	身体・知的または精神障がい、障がい福祉サービスなど	社会福祉課 障がい福祉係 0256・77・8172
高齢者についての相談	高齢者の介護予防・認知症・成年後見制度など	長寿福祉課 地域支援相談チーム 0256・77・8157
介護保険についての相談	介護認定、介護サービスの利用など	長寿福祉課 介護保険係 0256・77・8177
高齢者の福祉サービス相談	介護保険サービス以外の福祉サービスの利用など	長寿福祉課 長寿福祉係 0256・77・8175